

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|--------|------------------------|
| 件 名 | 女性の活躍推進企業サポート事業の委託について |
|--------|------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：文化観光産業部消費生活就労支援課）

事業の概要

| | |
|-------------|---|
| 事業名 | 女性の活躍推進企業サポート事業 |
| 担当課 | 消費生活就労支援課 |
| 目的 | 女性の採用・継続雇用に意欲のある区内中小企業に対し、子育て・介護をしながら働き続けられる制度の導入や制度活用の風土を醸成することで、企業内の就業環境を整備する。一方、就業を望む女性に対しても、OAスキルやマインドアップ研修等を通じて就職（復職）を支援し、双方のマッチングを図る。 |
| 対象者 | 1 女性の活躍推進に取り組む区内中小企業の経営者、従業員（区民以外も対象） 2 区内中小企業に就業を望む女性（区民以外も対象） |
| 事業内容 | <p>本事業は、東京都人づくり・人材確保支援事業補助金を活用し、「女性の活躍推進企業（子育てや介護をしながら就業しやすい環境を企業内に整える意欲のある企業）」を支援するものである。当該補助金交付要綱における補助金の交付要件として、区市町村が「委託事業」として実施する旨の定めがあること、また、下記委託内容が非常に高い専門性を要する業務であることから、企業のコンサルタントや従業員の定着支援等にノウハウがある事業者へ委託し、実施するものである。</p> <p>1 事業対象及び事業規模</p> <p>(1) 女性の活躍推進に取り組む区内中小企業20社程度</p> <p>(2) 区内中小企業に就業を望む女性30名程度</p> <p>2 事業期間 平成29年4月14日から平成30年3月31日まで</p> <p>3 委託内容</p> <p>(1) 区内中小企業の支援</p> <p>ア 支援先企業の開拓 事業の趣旨を十分に理解し、女性の活躍推進に意欲的に取り組む意思のある企業の募集、選定を行う。</p> <p>イ 処遇改善計画書の策定 支援先企業の課題を分析し、企業ごとの処遇改善目標（従業員の定着率向上、非正規従業員の正規従業員化、賃金上昇のうち一つ以上）を設定の上、処遇改善策を決定する。</p> <p>ウ 処遇改善計画の実行と採用支援 コンサルタント（委託先）を中心に改善計画を実行。女性が働き続けることができるよう、必要な規定の整備や制度活用のための社内の風土づくりに着手する。また、新たに女性を採用するための企業PR等を支援する。</p> <p>(2) 女性の就職支援</p> <p>ア 就業を希望する女性の募集 区内中小企業に就業（復職）を望む女性を30名程度募集する。</p> <p>イ 研修・セミナーの実施（1ヵ月程度） OA、ビジネスマナー等、就職後にすぐに役立つスキルの習得と、仕事を始めるためのマインドアップ研修等を実施する。</p> <p>(3) 企業と求職者のマッチングイベントの開催 求職者の個別相談や、合同面談会等を通じてマッチングを支援する。</p> <p>(4) 事業成果報告書の作成及び成果発表会の開催 区内中小企業に普及啓発を図るため、受託事業者は、本事業の取組み内容を成果報告書としてまとめるとともに、好事例について、成果発表会を開催する。</p> |

件名 女性の活躍推進企業サポート事業の委託について

| | |
|---------------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 消費生活就労支援課 |
| 登録業務の名称 | 女性の活躍推進企業サポート事業 |
| 委託先 | 未定(公募型プロポーザルによる。なお、個人情報の取扱いについては、提案書への記載事項とし、評価の対象としている。) |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>【支援先企業の経営者・従業員に係る情報項目】</p> <p>氏名、年齢、性別、勤め先、所属部署、役職、担当職務、賃金、企業の課題分析にあたり経営者・従業員にヒアリングした内容</p> <p>【区内中小企業に就業を希望する女性に係る情報項目】</p> <p>氏名、年齢、住所、性別、電話番号、学歴、職務経歴、応募企業、採用結果、相談記録</p> |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 紙及び電磁的媒体 |
| 委託理由 | <p>1 補助金の交付要件として、区市町村が委託事業として実施する旨が定められている。</p> <p>2 労務・人事に関する非常に高い専門性及び就労支援のノウハウを要する業務であるため</p> |
| 委託の内容 | <p>(1) 区内中小企業の支援</p> <p>ア 支援先企業の開拓</p> <p>イ 処遇改善計画書の策定</p> <p>ウ コンサルタントの派遣による処遇改善計画の実行</p> <p>(2) 女性の就職支援</p> <p>ア 求職者の募集</p> <p>イ 求職者向け就職支援セミナーの実施(1ヵ月程度)</p> <p>(3) 企業と求職者のマッチングイベントの実施</p> <p>(4) 事業成果報告書の作成及び成果発表会の開催</p> <p>※ 下線は、個人情報を取り扱う業務</p> |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成29年4月14日(予定)から平成30年3月31日まで(平成31年3月31日まで継続) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <p>1 区と委託先との間の契約書には、別紙「特記事項」を付す。</p> <p>2 委託先が収集した情報の管理・保管状況については、随時、立入検査し、確認する。</p> |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | <p>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させる。</p> <p>2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。</p> <p>3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。</p> <p>4 委託業務の履行後、保有した個人情報は、速やかに区に返還させる。また、電磁的媒体については、立入検査の際、電磁的媒体の処理に係るパソコン内に保有した個人情報が残置していないかを確認する。</p> |

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を出すものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。